

平成 19 年度第 2 回尾西地域審議会会議録

○日時

平成 19 年 6 月 29 日（金）午後 2 時 00 分～午後 3 時 41 分

○場所

尾西庁舎西館 2 階 特別会議室

○出席者

委員：10 名

行政側：市長、企画部長、同参事、企画部次長、企画政策課長、同副主監、
同主査、同主任

事務局：尾西事務所長、総務管理課長、同副主監、同主査、同主事

○欠席者 なし

（午後 2 時 00 分開会）

【尾西事務所長】

皆さん、こんにちは。本日はたいへんお忙しい中ご出席いただきましてありがとうございます。ただいまから平成 19 年度の第 2 回尾西地域審議会を開催させていただきます。

本日は委員さん全員ご出席になっております。

会議に先立ちまして、市民憲章の唱和を吉田会長の先導により行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

【吉田会長】

ご指名でありますので、私が市民憲章の唱和をさせていただきます。前文を私が読み上げますので、前文を読み上げた後本文に入りますので、本文をご唱和願いたいと思います。

（市民憲章唱和）

【尾西事務所長】

ありがとうございました。では引き続きましてお手元の次第に沿って会議に入らせていただきたいと思います。はじめに、谷市長よりごあいさつ申し上げます。

【市長】

失礼致します。今日は大変ご多用の中、審議会にご出席賜りまして誠にあ

りがとうございました。合併後 3 年目に入りまして、いろんな事業が目に見える形で少しずつ、こう、実現してきているというふうに私どもも考えております。

先日も 17 日の日曜日でしたか、木曾川の堤内のいわゆる水辺プラザ事業が一部完成を致しまして、起の字会の皆様を中心になって披露の場を設けていただきました。沢山の皆さん方がお越しになって、いろんな行事が行われまして、お楽しみをいただいた訳であります。ちょうど花火を見やすく階段状に、或いは芝生で整備をされまして、今年の 8 月の濃尾大花火は、きっと沢山の皆さん方が、またお楽しみをいただけるだろうというふうに思っております。また、その分だけ私共と致しましても交通の手段やら、安全対策に十分な配慮をしなければいけない。こんなことも思っている訳でございます。

これからまた、新しい事業をいろいろと進めていかなければいけない訳でございますが、来年の平成 20 年度から 10 年間の一宮市の進む方向を決めるのがこの第 6 回の総合計画でございます。今日はこの総合計画につきまして委員の皆様方にご意見を伺う、この第 1 回ということでございます。従来の総合計画はどちらかといいますと総花的と申しますか、やや抽象的な嫌いがございまして、もう少し、ちょっと物足りないなという感じを持っておりました。今回の新しい一宮市の最初の総合計画でございますので、名古屋大学の後房雄先生という教授の方がおいでになるのですが、こういった地方行政に大変ご造詣が深い訳であります。この先生にご指導を頂きまして、まったく新しい考え方と手法で準備を進めておりまして、また後ほど担当部長から詳しくご説明させていただきますが、そういった考え方と手法に従って準備を進めているところでございまして、十分にご審議をいただき、ご意見を頂いた上で完成に持って行きたいと、こんなふうに考えておりますのでどうかひとつよろしくお願いを申し上げます。どうもありがとうございました。

【尾西事務所長】

ありがとうございました。続きまして吉田会長さんお願いいたします。

【吉田会長】

皆さんこんにちは。平成 19 年度の第 2 回尾西地域審議会を本日開催致しましたところ、市長さん始め市側の皆さん方、大変お忙しいところ大勢の皆さんにご出席をいただきましてありがとうございます。また、委員の皆さん方全員お揃いでありまして、ありがとうございました。今週に入りまして、大変暑い日が続きまして、毎日 30 度を超えるというような気温でありまして、これから夏に向かって行く訳であります。どうかひとつ皆さん方、十分お体に気を付けていただきまして、この暑い夏を乗り切ってくださいと思います。

今日は、先程市長さんがおっしゃいましたように、第 6 次一宮市の総合計画を、皆様方に、役所の方からの説明を聞き、その後審議をして頂きまして、後ほど出てきますが、9 月の中ほどには答申をしないといけないと言うようなことでありますので、今日は忌憚のないご意見等をおっしゃっていただきまして、より良い答申をしたいなというふうに思っておりますのでよろしくお願いをしたいと思います。話が長くなりますと時間がなくなりますので、どうかひとつ会長の挨拶を終わりましたら、早速議事に入りたいと思っておりますので、よろしくご審議の程をお願いいたしまして、会長の挨拶と致します。ありがとうございました。

【尾西事務所長】

ありがとうございました。それでは、ここで本審議会への諮問を市長より会長にさせて頂きたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。

【市長】

	一宮企発第 9 号 平成 19 年 6 月 29 日
尾西地域審議会 会長 吉田 弘様	一宮市長 谷 一夫
諮問書	
地域審議会の設置等に関する協議(平成 16 年 9 月 24 日議決)第 3 条第 1 項第 4 号の規定により、第 6 次一宮市総合計画の作成に関して、貴審議会の意見を求める。	

以上でございます。よろしくご審議、お願いします。

(吉田会長へ交付)

【尾西事務所長】

では、会長に諮問をさせていただきましたところで、議事の方を会長さんよろしくお願いいたします。

【吉田会長】

諮問書は皆さんお聞きのとおりでありますので、よろしくお願い致します。では、早速議題に入ります。議題 1 番「諮問について(第 6 次一宮市総合計画の基本構想及び基本計画に関する事項)」。事務局の方から説明をお願い致します。

【企画部長】

それでは私の方から第 6 次一宮市総合計画（案）につきまして、簡単にご説明を申し上げたいと思います。

お手元に皆様方に配布をさせていただいております案お持ちですね。それではお手元に出していただいております基本構想・基本計画（案）の 3 ページ、1 枚撥ねていただきますと目次が出てまいりますので、3 ページの目次の方をひとつご覧頂きたいと思います。

第 6 次一宮市総合計画（案）は、第 1 編が序論、第 2 編が基本構想、第 3 編基本計画の 3 編で構成いたしております。それぞれが 6 章立てとなっております。また、巻末には、計画策定の体制、基本的な考え方、手順や経緯などをまとめた資料編を設けてあります。

それでは、基本的な考え方についてご説明を申し上げたいと思います。

資料編になりますが、151 ページの方をご覧頂きたいと思います。

「2 の計画策定の基本的な考え方」にありますとおり、計画の策定にあたりましては、合併時に策定をいたしました新市建設計画を尊重し、その趣旨と内容を踏まえて策定をいたしております。基本理念や将来像は、本計画でもそのまま採用させて頂いており、施策の整理にあたっては、新市将来像の 7 つの礎の枠組みを採用しているところでございます。

また、次の 3 点を基本的な考え方として策定をいたしております。

1 点目でございますが、計画策定のそれぞれの段階で、適切な市民参画を求め、市民との協働により策定をいたしております。

2 点目でございますが、152 ページになりますが、重要なまちづくりの課題が、目指す方向に改善されているか確認できるように、指標を設けまして、目標値を定めたところでございます。

3 点目でございますが、文章はできる限り簡潔に、図表やグラフを多く使って、読みやすく分かりやすい計画書作りに努めたところでございます。

次に、「3 計画策定の手順」について説明させていただきます。

これまでの総合計画は、まちづくりの目標や課題が必ずしも市民目線でのものでなく、市が計画期間内に実施をする事務事業を総花的に掲載したものとなっております。

第 6 次一宮市総合計画では、初めに、目指すべきまちの姿を明確にし、そのうえで、それを実現するための手段を検討することに致しました。

そこで、先ず市民の生活実感に根ざした「住みよいまち・住みたいまち」の姿を明らかにするために、一宮市に在住・在勤の方 87 名を対象にいたしまして、グループ・インタビューを実施し、まちづくりの課題を、様々な視点から思いつく限り出していただきました。

その結果洗い出された 886 項目に及ぶまちづくりの課題を、内容別に整理を致しまして、10 個の住みよさのキーワードと 103 項目の課題にまとめ上げたところでございます。

10 個キーワードでございますが、少し撥ねていただきまして、171 ページの真ん中やや上の方に掲げてございますが、真ん中やや上のところに四角で囲んだ「共生はぐくみ」から「ふれあい」までが 10 個書いてございますが、これにまとめさせていただいたところでございます。また、103 項目の課題でございますが、178 ページ、最後から 1 枚目になりますが、178 ページから最後の 180 ページにかけて、記載をさせていただいているところでございます。

これら 10 個の住みよさのキーワードと、103 項目の課題にまとめる過程では、グループ・インタビューで 1 度でも出てきた内容は落とすことなく整理をさせていただきました。そのため、多くの市民にとって重要な課題もあれば、一部の市民にとって重要でも多くの市民にとっては、それほど重要度が高くない課題もあると考えられるところがございます。そこで、多数の市民が重要だと考えられる住みよさのキーワードとまちづくりの課題は何かを明らかにするため、市民アンケート調査を実施させていただきました。その結果につきましては、少し戻っていただきますが 169 ページから 180 ページにかけてその内容を記載させていただきました。

さらに、グループ・インタビューや市民アンケート調査の盲点を補うとともに、長期的な課題に対応するため、これからのまちづくりを考える上で欠かすことが出来ないとし、市の方が判断をいたしました住みよさのキーワードとまちづくりの課題を追加し、7 つの重要な住みよさのキーワードを決定して、これをまちづくりの目標と致したところがございます。また、57 個の重要なまちづくりの課題も決定をさせていただきました。

戻っていただきますが、14 ページをお願い致します。

「第 4 章まちづくりの目標」に記載がされていますように「快適、安全・安心、健全、便利、はぐくみ、活気」の 6 つが市民アンケートで多くの市民が重要と答えられた住みよさのキーワードでございます。最後の「連携」でございますが、これにつきましては、市の方が重要ということで追加をさせていただいたものでございます。

また、隣の 15 ページから 17 ページの四角で囲んだ中に記載の重要なまちづくり課題が掲げてございますが、印の付いていないものが、市民アンケート調査で多くの市民が重要と答えられた課題でございます。これが、41 個ございます。また、印が付いているものがございますが、これが市の方で追加させていただいた課題でございます。こちらが 16 個ございます。併せて 57 個記載をさせていただいております。

恐れ入ります。また、153 ページの方に跳んでいただけますでしょうか。

今説明させていただいたような手順で、まちづくりの目標と課題をまず明確にしたうえで、次にまちづくり指標と目標値、役割分担値を設定させていただきました。

すべて公募市民によります市民会議を設置し、重要なまちづくりの課題の改善状況を測るための指標、これを「まちづくり指標」と呼んでおりますが、

この設定、そして指標の 5 年後、10 年後の目標値の設定、さらに重要なまちづくりの課題を改善するために様々な主体に期待される役割の大きさ、これを「役割分担値」と呼んでおりますが、これらを市民会議の皆様方に設定をしていただいたところでございます。

こうした取り組みと並行いたしまして、市の内部におきましては、重要なまちづくりの課題を取り巻く現状と課題、事業実施におけます基本方針、施策の体系と主要な事務事業などにつきまして、部・課の枠組みを越えて整理・検討いたしました。そのうえで、各部署の主査などで構成をいたしますプロジェクトチームを結成し、内容を検討し、その結果を受けまして、事業実施部署で再度検討を進めたところでございます。

以上申し上げました手順で、本計画（案）を策定したものでございます。

それでは、次に具体的な本計画（案）につきまして説明させていただきます。

恐れ入りますが、また 5 ページの方にお戻りいただきたいと思っております。まず「第 1 編 序論」について説明をさせていただきます。

「第 1 章 第 6 次一宮市総合計画策定の趣旨」につきましては、平成 17 年 4 月 1 日、一宮市・尾西市・木曽川町が合併をいたしまして、新しい「一宮市」が誕生しました。合併を受け、新しいまちづくりの基本的な考え方と実践の方法を明確にし、総合的・計画的に行政運営を進めるための最も基幹となる計画を策定したものでございます。

「第 2 章 計画の構成」でございます。

この計画でございますが、「基本構想」「基本計画」「実施計画」の 3 つで構成を致しております。

6 ページの方をお願い致します。「第 3 章 計画の期間」でございます。

基本構想および基本計画の期間でございますが、先ほど市長も申し上げましたとおり、来年平成 20 年度から 29 年度までの 10 年間とさせていただきます。ただし、基本計画につきましては平成 25 年度に必要な見直しを行います。また、実施計画の期間は 3 年間と致します。

次に 7 ページに移らせていただきます。「第 5 章 人口の見通し」をご覧ください。

総人口につきましては、平成 22 年頃をピークに減少に転じ、10 年後の平成 29 年度には 36 万 7 千人余と推計をさせていただきます。これにつきましては、国勢調査の結果に基づきまして、コーホート要因法により推計した数値でございます。

年齢別に見ますと、0 歳から 14 歳の年少人口と、15 歳から 64 歳の生産年齢人口は、実数、構成比ともに一貫して低下をしていく予定でございます。一方、65 歳以上の老年人口につきましては、実数、構成比とも増加をし続け、平成 22 年には構成比が 21.7%と、高齢化率が 21%を超えます超高齢社会となることが見込まれるところでございます。

次に「第 2 編 基本構想」についてご説明を申し上げたいと思います。ちょっと飛びまして 12 ページをお願い致します。

「第 1 章 まちづくりの基本理念」につきましては、新市建設計画に掲げられた基本理念であります「安心・元気・協働」この三つを、そのまま本計画の基本理念とさせていただきます。

「第 2 章 本市のめざす将来像」でございますが、新市建設計画に掲げられた将来像である「木曾の清流に映え、心ふれあう躍動都市 一宮」を、そのまま本計画の将来像としております。

「第 3 章 土地利用構想」では、都市の均衡ある発展、自然との共生、安全で快適な環境の確保を図ることを基本に、総合的な土地利用を進める必要性を、土地利用の基本的な考え方と基本方針で示しておるところでございます。

1 枚撥ねて 14 ページになりますが、「第 4 章 まちづくりの目標」と第 5 章になりますが、「重要なまちづくりの課題」につきましては、計画策定の手順のところの説明をさせていただきますので、省略をさせていただきたいと思います。

一つ跳んでいただきまして、18 ページをお願いいたします。「第 6 章 まちづくりの目標を実現するために」をご覧くださいと思います。

市におきましては、明確に致しましたまちづくりの目標の実現に向かって、総合計画の成果が現れるような行政経営を行うための庁内推進体制の構築を進めます。また、計画を運用する段階で、市民が設定したまちづくりの指標を手がかりに、市民との協働による評価や市民の目線からの事業提案などの仕組みを確立していくことも視野に入れているところでございます。

次に「第 3 編 基本計画」について説明をさせていただきます。

19 ページになりますが、「第 1 章 土地利用計画」でございます。一宮市の土地利用の現状と課題を述べ、用途別に土地利用の基本方向を示しているところでございます。

1 枚撥ねていただきまして 22 ページをお願いいたします。「第 2 章 重要なまちづくりの課題に対応する市の施策」でございます。

基本構想では、市民ニーズに基づいたまちづくりの目標と重要なまちづくりの課題を明らかにしたところでございます。基本計画では、こうした課題に対しまして、市がどのような施策を行っていくのかを重要なまちづくりの課題ごとに明らかにしております。その過程で、 の印を付けております 5 つの重要なまちづくりの課題につきましては、その内容から判断をいたしまして、ひとつの課題から 2 つの施策を設定したものがございます。また、2 つの課題をまとめて、ひとつの施策を設定したものがございます。その結果でございますが、57 個の重要なまちづくりの課題に対応する施策として、56 個の施策を設定させていただきました。先程申し上げました の 5 つのところをまとめた内容を記載させていただいておりますが、その結果で 1 つ、課

題に対しまして、施策の方が 1 つ減ったということでございます。23 ページ、24 ページの 2 つのページにわたりまして、重要なまちづくりの課題と市の施策につきまして、対応表としてまとめて掲載をさせていただいております。

次に 25 ページに移らせていただきます。「第 3 章 まちづくりの目標による整理から 7 つの礎による体系へ」をご覧いただきたいと思っております。

第 2 章では、重要なまちづくりの課題とそれに対応する市の施策を、まちづくりの目標の基に整理を致しましたが、市の施策は、行政の分野別に体系化させていただいたほうが分かりやすくなる訳でございます。そこで、新市建設計画に示されました、新市将来像を実現するための 7 つの礎に基づきまして、施策を体系化し直したところでございます。これは 25 ページから 27 ページにわたりまして、7 つの礎による施策の体系表として掲載をさせていただいております。

また、28 ページ、29 ページの「第 4 章 施策のマトリクス整理表」では、まちづくりの目標を横軸に致しまして、7 つの礎を縦軸に置きまして、56 の施策をマトリクスとしてまとめ掲載をさせていただいております。

続きまして 30 ページの方をお願い致します。「第 5 章 基本計画の見方」でございます。

この章では、33 ページ以下の各施策のページに、先程申し上げました 56 の項目が記載をされておりますが、その項目について説明をしているページでございます。

右側のところに 印の 1 番から 印の 17 番まで書いてありますので、そちらの方を見ていただきたいと思っております。まず、 印の 1 番でございますが「めざすべき姿」とありますが、これは重要なまちづくりの課題を「めざすべき姿」と表現したものでございます。

印の 2 でございますが、市民ニーズに基づいた重要なまちづくりの課題でございます。この例のように、 印がついているものは、市が追加をさせていただいた課題でございます。

印の 3 の役割分担値でございますが、めざすべき姿を実現するために、まちづくりの様々な主体に期待される役割の大きさを、百分率で表したものでございます。まちづくりの主体として 6 つを挙げておりまして、1 つ目として個人・家庭、2 つ目と致しまして町内会・ボランティア団体・NPO、3 つ目と致しまして企業・農協・商工会議所・商工会、4 つ目と致しまして学校、5 つ目と致しまして市、6 つ目と致しまして県・国の 6 つでございます。それぞれの数値の算出方法につきましては、市民会議の委員の方、それから、その課題について専門的な知識をお持ちの方や直接の受益者といった関係者、さらに市の職員、この 3 者がそれぞれその数値を算出させていただき、その平均値を採って掲載をさせていただいております。

この役割分担値を載せた意図としましては、重要なまちづくりの課題は社

会的な課題でございますので、これを改善するためには、市はもちろんのこと、まちづくりに関わる様々な主体が、それぞれに役割を認識し、責任を果たしながら、相互に連携する必要がございます。こうした認識から、『重い・軽い差はもちろんありますけれども、それぞれに果たすべき役割が何かしらあるので、連携してまちづくりを進めていきましょう』ということを表すために載せたものでございます。市の役割分担はこれだけしかないとか、別の主体の方が役割分担値は大きいから責任はそちらにある、などということをおっしゃるものでは決してないことを、ご理解いただきたいと思います。

印の 4 につきましては、めざす方向が共通しているまちづくりの課題に付けたキーワードでございます。快適、安全・安心、健全、便利、はぐくみ、活気、連携の 7 つのどれかが付けてございます。

印の 5 は、新市建設計画にあります「新市将来像の 7 つの礎」でございます。

印の 6 につきましては、新市建設計画の中で、各礎に位置付けられた施策の方向のうち、この施策の内容と一致をするものを記載したところでございます。

印の 7 は、施策に振った通番でございます。

印の 8 につきましては、まちづくりの課題を実現するために実施を致します、市の施策の名称でございます。

印の 9 は、まちづくりの課題を取り巻く現況と課題がまとめてございます。

印の 10 は、現状の課題を端的にあらわす表やグラフ、写真などを記載させていただいているところでございます。

印の 11 では、難しい語句をまとめて解説をさせていただいているものでございます。

印の 12 でございますが、まちづくりの課題を改善するために、市が事業を実施するにあたっての基本方針を記載させていただいております。

印の 13 は、まちづくりの課題の改善状況を測定するために設定をしたまちづくり指標でございます。指標の数値の算出方法につきましては、154 ページ以降 162 ページまでに載せてありますので、後ほどご確認をいただきたいと思います。

印の 14 でございますが、まちづくりの指標の現状値を踏まえ、5 年後、10 年後に、実現可能な範囲でめざすべきとして設定された目標値でございます。役割分担値と同様に、市民会議の委員の方、関係者、市の職員の 3 者が設定した数値の平均値を採り、その数値を記載してございます。

印の 15 は、まちづくり指標の補足説明をしたものでございます。

印の 16 は、まちづくりの課題を改善するのに有効と考えられる事業を、方向性が共通するものにグループ分けをいたしまして、方向性を表現する言葉をつけたものでございます。

印の 17 でございますが、まちづくりの課題の改善に効果が高い、事業費が大きいなどの主な事業を掲げさせていただきました。これらの事業は、あくまでも現状考えられる効果の高い事業等を例示したものでございます。が、今後まちづくりの課題の改善状況と事業効果の検証をしながら、適宜見直しを行う予定でございます。

続きまして、32 ページをお願い致します。32 ページ以降は「第 6 章 施策ごとの計画」でございまして、56 個の各施策の計画を見開き 2 ページで掲載をさせていただいております。

32 ページに掲げたとおり「第 1 節 礎 1 保健・医療と福祉の充実」では、ここに掲げてありますように、施策の 1 から施策の 14 まで 14 の施策を掲載しております。

1 枚撥ねていただきまして、33、34 ページを見ていただきたいと思います。これが一番最初に掲げた施策でございます。

「食育を推進する」というものでございまして、右の方の基本方針をちょっと見ていただきと思いますが、「すべての市民が豊かな食の体験を積み重ねていくことができるように、家庭、保育園、幼稚園、学校、地域などが、各々の立場での取り組みを充実させていくとともに、各機関が連携して食育を推進します。」という方針の基で記載をさせていただきました。その下の成果を測定するための指標につきましても、三つございます。一番左が現状値でございまして、1 番のところを見ていただきますと、食事の量と質を適正に摂っている人の割合でございます。現状値が 63.5%ある。これは、アンケート調査から明らかになったものでございまして、5 年後に目指すその数値が 69.2%、10 年後は 74.4%の方がそういった割合になるよう、いろんな施策を進めるということで記載をさせていただいているものでございます。以下、同様にこの後 14 施策が掲げてあるものでございます。

続きまして 61 ページの方に跳んでいただきたいと思います。

「第 2 節 礎 2 生活環境の整備」でございまして、こちらは、その下に施策 15 から施策 28 まで、こちらについても 14 施策を掲載させていただいております。内容については、省略をさせていただきたいと思います。

続きまして 90 ページの方を見ていただきたいと思います。

「第 3 節 礎 3 産業の振興」でございまして、施策の 29 から 33 までの 5 施策を掲載させていただいております。

続きまして 101 ページをお願い致します。

「第 4 節 礎 4 教育・文化の振興」につきましましては、施策の 34「教師力の向上を図る」から施策 40 まで 7 施策を掲載させていただいております。

次に 116 ページをお願い致します。

「第 5 節 礎 5 都市基盤の整備」でございまして、こちらにつきましましては、41 の「総合的な土地利用を推進し良好な都市環境をつくる」から 45 までの 5 つの施策を掲載させていただいております。

続きまして 127 ページをお願い致します。

「第 6 節 礎 6 住民参加・コミュニティ活動の推進」につきましては、施策 46 から 51 までの 6 施策を掲載させていただいております。

続きまして 140 ページをお願い致します。

「第 7 節 礎 7 行財政基盤の強化」では、施策 52 から施策 56 までの 5 つの施策を掲載させていただいております。

内容に、各施策につきましては省略をさせていただきたいと思います。また、後ほど各施策についてお目通しをさせていただきたいと思います。

雑ぱくではございますが、以上をもちまして第 6 次一宮市総合計画（案）の概要について、説明とさせていただきます。

【吉田会長】

ただいま、説明が終わりました。この諮問に対して当審議会としてどのようなタイムスケジュールで進めていったらよいのでしょうか。これは、企画政策課長さんですか。

【企画政策課長】

失礼いたします。総合計画の審議スケジュールについてご説明致します。

先程市長、企画部長が述べましたように、基本構想を軸とする総合計画は、市の総合的かつ計画的な行政の運営を図るため、議会の議決を経て定めるもので、平成 20 年度を初年度とする 10 か年という長期計画でございます。

慎重にご審議をいただくという観点から致しますと、何時までにという期限を申し上げるのは、誠に恐縮ではございますが、今日まで総合計画の策定過程において、地域審議会の方でご説明、ご報告をさせていただきましたこととお酌み取りいただき、概ね 8 月末までに審議を終了していただき、9 月の初め頃に答申を頂戴したいと思っております。なにとぞ、よろしくお願い致します。

【吉田会長】

ただいま企画政策課長から、9 月の始め頃に答申をしていただきたいということですが、今後何回ぐらい開催したらよろしいか、ご意見を願いたいと思います。

【青木委員】

ちょっとお尋ねしてよろしいですか。審議というのは、どの部分を審議、この内容の細かな部分をやっていると時間が足りない。どの部分を審議するという事なんですか。

【吉田会長】

ちょっと説明をしてください。

【企画政策課長】

失礼いたします。

とりあえずご質問とかご審議につきましては、逆に言うところの部分ということに限定するのは、適当ではないかと考えております。皆様が見ていただきまして、ご判断をいただいて、ご質問、ご意見をいただいて、これらに基づいて、最終的に地域審議会としての答申ということでもとめていただくことが一番適当ではないかと考えております。ただ、先程ご説明させていただきましたように、個々の生活課題につきましては、一部の委員の方の意見ということではなく、かなりの人数の方のアンケート調査によりまして、選択されたという経緯もございますので、その辺はご承知をさせていただきまして、お願いしたいと思います。

【吉田会長】

よろしいでしょうか。

【臼井委員】

すみません。ちょっとお伺いしたいんですけどね。この計画、いろいろな委員の方が、検討して作られた総合計画ですから、これに対して問題もないと思うんですけども、問題はこの地域審議会と言うのはですね、この第3条でその所管区域に係る次に掲げる新市建設計画に関する事を審議する会ですので、我々としては一番知りたいのは旧尾西市というところがこの計画の中で、どうなるのかと言うところを検討しなければいけないのに、全体像を地域審議会で計画、審議しますよね。多分、恐らく他の総合計画審議会というのがある訳ですね。或いはそこでも当然これ、審議されて見えると思いますので、我々は何をするのか。先般言われましたけれども青木委員が、旧尾西市の所管区域に関する事について検討するのが我々の役割ですので、もうちょっとこの旧尾西市としては例えば、この計画の中ではどういう具体的な、どこら辺で読めるのかというのが出てこない、どうなんですかね。何を審議するのかなと。

【中島委員】

私関連しますので、ちょっと補足というか申し上げておきたいと思います。

私、実はこの計画にかなり前から市民としての参加をしております、二重にこれ今回なる部分があるんですが、それはともかくとして、これ前回の第1回の議事録をちょっとご覧いただきますと申し上げているんですが、地域審議会というのは、今臼井さんがおっしゃったように、旧木曾川、尾西地域はあるんですが一宮市は、これどうなっているんだと。そうすると一宮市

総合計画というのは市全体に関わるものですので、旧一宮市の分については抜けていることになりませんか。それは或る意味では、臼井さんの質問とですね、これ、こういう総合計画の問題ですから、どういう形であれ何処かで審議しなきゃいかんという事であればですね、そういう要請が来たときにするという事についてはやぶさかでも何でもありません。ただこれが、旧一宮市についてはどうなっているかという辺り、私これ、前回の第1回の議事録を読んでいただければ、私質問しているんですけども、そこら辺に対する対応はどうされるのか。という事、ちょっと。

〔企画政策課長〕

失礼いたします。まず、総合計画の諮問の対象ということで原則論から申し上げさせていただきます。まず、基本的には総合計画、基本構想、基本計画、現在お手元にあります資料につきましては基本計画が挙げられております。ただし、基本計画の中のそれぞれの施策を見ていただきますと主な事業ということで、大道となるような事業が掲げてございます。その他にも一つ実施計画というものを3年間ずつ作成いたします。本来で言いますと、これは議会の関係もそうですけれども、本来的には基本構想部分が当然、一番諮問の対象ということでございますが、ただそれはあくまでも総合的、概要的な部分ですので、当然それだけでは意味がございませんので、総合計画という事で基本計画を含めた分までお示しして、ご審議していただくという形を取っている訳で、それともう一つ審議の関係で尾西地区、木曽川地区だけに審議会があるということでご意見がございましたけれども、これにつきましては合併という大きな変化の中で、もちろん対等という精神で行っております。同じようにということで行っておりますけれども、方式としましては編入方式という形になりましたので、編入される市町を対象にして地域的に平等になるように、特に不利な扱いにならないように、という事で、法律に基づきまして編入される市町について地域審議会を設置して、それぞれの地域に係る事項についていろいろ諮問とか、ご意見等をいただくと言うような形。今回例えば尾西地域とか木曽川地域ということで、当然地域審議会の所管としましては、それぞれの地域に限られております。当然建物も、例えば尾西にこういう建物を造る、木曽川にこういう道路を造るということで、その地域に限定される内容であれば、当然その部分だけをお示しして、ご審議をいただくというのが本来のところなんです。ただ、前に地域振興基金の時にもそういったご意見があったと思いますけれども、例えば基金の運用の活用、或いは計画、しかも全市的な計画ということになります。それともう一つ申し上げましたように、先程基本構想と基本計画それと一部主な事業ということで、全体的な部分ですので、中にたまたま1つ2つは主な事業の中で地域に関わることだけがあるかもしれませんが、特定の地域に関わるものだけということに絞り込むことが、この計画の大きさとか内容で出来ま

せんので、絞るとかいう形ではなくて全体を見ていただいて、基本構想にしる、基本計画にしる、当然旧尾西の地域にも関係しています。旧木曾川の地域にも関係しています。旧一宮の地域にも関係しています。こういう内容になっておりますので、この計画とか、先程の基金の運用なんかにつきましては、地域を縛るというのではなくて、包括的に全体を見ていただいて、当然旧尾西に関係すれば旧一宮にも関係する。旧木曾川にも関係するということでお考えいただいて、その中で旧尾西という観点に立っていただいて、それぞれの判断ということはもちろん結構でございますけれども、内容的には全体的な内容ということをお願いしたいと思います。

〔渡邊委員〕

第 6 次一宮総合計画の中に色々書かれておまして、内容については専門家も入ってみえるし、もう今から答申したって良いんですよ。これ。出来るんですよ。しかし、何回もこの話の中に出てきた、市民と行政が心を一つに出来るか出来ないかの問題ですね、行政が心を一つにしないところに問題があるんですよ。我々からしてみると。色んな事ここで、これまでに何回も意見を言ってきたけど、その意見に対してお答を貰ったことが一つも無いということなんですね。そしたら何のための審議会かということになるんですよ。何も無いですよ。例えば地震の耐震性の問題についても、いろんな問題についてもね。水溜りの問題。色々あっても、じゃあこういうふうにしますと。今日は出来ないけど 1 年後にはこうしますと、何にも答えを貰っていない。こんな審議会は意味無いんですよ。私らは。せっかく市長さんも出て見えて。我々審議会委員は、市民の代表で出てきている訳ですね。だから、今日こう言う話がありました。こう言う事を言って、こう言う返事を貰いました。例えば、今、保育園ですが、一宮市と合併してですよ、そして、尾西市だけの時は歌も聞こえました。周囲の人も、いろんな園児を教育した姿も見えてきたんですよ。しかし、今は大半の意見を聞きますと、ただ預けとるだけ。時間から時間まで。そういう事を知って見えますかと、市長さんの耳に入っていますか。例えば小学校でもですよ。尾西市だけの時は、ほんとに地域も一緒になってやりました。今、だらしのないちゅう、一言で言うなら。小学生にしても、トイレにしても、市民にしても、だらしがない。挨拶も出来ない。そらそうでしょう。行政の職員一つが挨拶出来ないんですから。挨拶というのは、目上だからやる、目下だから下の方からやるのではないですよ。目線が合ったら、お互いがどちらからも声を掛けて、「私はこれだけの規律有る人間ですよ。」という事を示すのが大事なんですよ。行政が今、これが出来ていますか。私はほんとに喜んで、賛成もしました。しかし、皆さん達その精神でやっていますか。だから答申はいつでも出来ますよ。答申は。今からでも良いですよ、賛成して。こんなに立派なことをしている訳ですから。だから、僕はもう少し会長さんにも、申し訳ないですけど、やはり市民の目線に立って

この会議が進められるような、自主運営をしていただきたいと。以上です。だから何時でも出来ますよ。こんな立派なものをね、何一つ捉えたってこれはね。

〔臼井委員〕

審議のしようが無いですね。はっきり言って。これを審議しろと言ったっておそらく誰も出来ないでしょう。

〔渡邊委員〕

この前のような、三岸節子も、基金を積んで、そしてそれに、はい答申をしましたと。こんな無謀なことは、僕は第 1 回だから黙っていましたけれど。「運用、運用」って言ったって何の運用ですか。三岸節子も。これを僕はお互いが反省しあって、本当に心を一つにしてね、意見を言えるようにしない限り、僕は何も尾西市だから一宮に向かってこう言ってる訳じゃないですよ。僕は一宮市の市民としての誇りを持ちたい訳ですわ。

〔吉田会長〕

どうぞ。

〔中島委員〕

実はこれ前回の議事録を見ていただきますと、私今同じ質問させていただいたんですが、細江さんから同じ答えが返ってきたんですね。とりあえず規定上は法律に基づいた制度ですので、聞かれれば所管区域が決まっておりますという事なんですけれどもと言う答え。今の答えとまったく一緒なんですね。私が聞いているのは、ですから、一宮市がどうなるんですかと言うことを聞いているんです。法律の問題じゃないんですよ。ね、法律というのはですね、なんで国会で法律の議論をやるんですか。これはおかしいから、つまりそぐわなくなってきたから、変えなきゃいけないと言うことで法改正というものが行われていく訳でしょ。そうするとね、細江さんがこう言う形で法律に基づいてやっていますと突っぱねられることに、私、こう非常にそぐわないと言いましょか、非常に、うーん、何と申し上げましたらいいでしょうか、気分が悪いと言う表現が適切かどうか分かりませんが、ちょっとそこら辺について、法律、法律と言う言い方も、この会議に関しては。ですから、一宮市はどうなるんですかということについて答えをいただきたい。

〔吉田会長〕

どうぞ。

〔企画政策課長〕

ちょっと説明が不足していて申し訳ございません。一宮市につきましては、地域審議会という組織はございませんので、地域審議会による、そういう一宮市の地域審議会による審議はございません。ただ、その他に総合計画に関しましては、総合計画審議会というものがございまして、そちらの方で、これは従来から有る制度でございますけれども、30人の委員で構成しまして、学識経験者の方4人、各団体の代表者の方13人、公募市民の方4人、それと議会関係の方9人と言うことで、30人の委員によります審議が行われます。その他に、市民意見提出制度、一般にパブリックコメントと言われておりますけれども、広く市民の方々から意見を募ると言うことで、7月に市民意見提出制度による意見の募集を行います。以上でございます。

〔吉田会長〕

どうぞ。

〔臼井委員〕

それで、答申は総合計画審議会が答申していただいたらどうなんですか。どうして、尾西、木曽川が答申しなきゃいけないのか、どうも良く分かんないですね。

総合計画審議会は答申するのに木曽川と尾西だけが答申して、それでももう通っちゃうわけですか。おかしいですね。これは、一宮市全体の計画ですものこれは。

〔企画政策課長〕

説明が重複することになりますけれども、これまた、お叱りいただくことになるかもしれませんが、合併に伴いましてそれぞれの地域の地域審議会が設けられまして、今回、先程臼井さんのご指摘にありましたように、完全に尾西分だけ、或いは木曽川分だけ抜いて、その分だけと言うことで分けて、その分だけ集中的にやっていただくということが出来れば、それが一番分かりやすいかなと思います。ただ、先程申しましたように、内容が計画と言うことですから、課題が当然一宮もそれから木曽川にも関係しますし、当然尾西にも関係していると言うことですから、その観点としては、当然尾西地域という立場に立たせていただくと思うのですが、内容的には、例えば一つの食の課題を尾西、木曽川、一宮というふうに分けることは出来ませんのでご理解いただきたいと思います。

〔吉田会長〕

どうぞ。

〔臼井委員〕

もうちょっとですね、この総合計画、尾西に関する具体的な案が出た時点で、尾西地域審議会をやってもらうなら話はまだ良いんですけども。こんな漠然とした計画をね。

〔吉田会長〕

どうぞ。

〔岩田委員〕

現在ではですね、基本計画、基本構想の説明ということで、これからこういう、一宮市全体でこういう構想で立案していくよと、こう言うふうに私は理解しているんです。で、これから具体的に実施計画というのが個々に出来上がってきた段階で、今回この地域審議会は私どもの立場で、検討する必要が出てくるのではないかなとそう思っているわけです。ですから善意に解釈すれば、今こう言うことを立案していますよと、これから議会にかけて、ですからどうぞよろしくという意味でね、いわゆる答申と言うことになるとちょっとね、私たちはそういう立場かということなんですけど。疑問があるわけなんですけれどもね。ですから、もし要望があったら出してくださいと言う程度でいけませんか。

〔吉田会長〕

私、口を出してはいけませんけど、まとめる役ですから。市の方にも第 6 次一宮総合計画基本構想審議会がありまして、そこで決められるんですから。いわゆる地域審議会の元はですね、尾西市と一宮市が編入合併ですから、合併の時に市が約束をしたことを守って行くかという、お目付け役みたいなものが地域審議会です。ここに旧一宮市は無いんです。言い方悪いかも分かりませんが、総合計画を地域審議会で審議してくれとか、答申してくれと言うのは根本から間違っているんです。それですから、今後、これは出されたのであれですけど、皆さんもおっしゃっているように立派なものですから、合併の時点で約束をしたことを、市当局が木曽川に約束したこと、尾西に約束したことを守って、10年間守ってやって行くんだと言うのが地域審議会ですから、こう言う難しいのを出さないようにして。合併して、市民に時に良い事も沢山あるんです。逆に悪い点もあるんですけど、そう言う話をですね、せっかく市長さんも出ていただいているし、市の幹部の方も出ていただいているんですから、皆さんの意見を聞いて、取り上げていただいいていくと言う程度の審議会にしないと。いわゆる第 6 次総合計画審議会です。30 人の委員ですか、議員の方が 9 名その中に入ってみえるという話ですけど、そこで決められたことを、話は聞くだけで、どうするとか、こうするとかそんな難しい事出来ないと思うんです。この細かい事を、地域審議会の当初の目的からちょっとこれは入り込み過ぎてないですか。合併協議会の時はですね、約束した

ことを市が守らないといけないから審議会でと言うことで、木曾川町と尾西市だけが出来て、旧一宮市には審議会とかありませんので、そういう点で、どうですか市長さん。あんまり難しいことを言うと皆さん、いきり立ってしまわれると、かえって人間関係が悪くなってしまうという形なので。

〔市長〕

よろしいですか。少しですね、政策の進め方と言う部分について説明したいと思うんですが、10年刻みのスパンで進めています。その基本がこの総合計画。で、総合計画は機械的に10年に区切るものですから、一宮市の場合には1991年から10年間、2001年から10年間という刻みにたまたまなっていた。その1991年から始まった第5次総合計画の途中で合併が入りまして、その最後が狂いました。ですから市長の任期と総合計画は必ずしも合いませんし、いろんなことがこう、**そご**が生ずるんですね。しかし、一宮市総合計画というのがその10年間の政策の骨格を決める基本になります。で、ここに書き込まれたかどうかということが非常に重要な事になりまして、例えば総合体育館を造ると言うような、例えばそう言う計画がここに書き込まれるか、書き込まれないか。書き込まれば実現される可能性があります、書き込まれなければおそらくこの10年間で実現しないと言う事になりますので、非常に重要な、そういう意味で重要な計画と言う事になります。これを見ていただきますと、基本構想があって、施策の体系があって、右下の方に主な事業ということで幾つか何とかの事業、何とかの事業ということで書いてあるんですが、この下の隅の方に書いてあります事業と言うのが、つまり各論でありまして、例えば尾西市の新一宮尾西線はどうなったかというような事はこの中に出てまいりません。出てまいりませんで、この右下の隅に書いてあります、例えば道路事業の道路の整備と言うようなところに隠れている訳でありまして、それが出てくるのは、先程岩田委員さんにいただいた実施計画ですね。3年毎の計画で出ている訳です。これは、内部でやりますので、議会の承認をいただきながら、私どもが予算化し、実行していく訳で、これが市議会にかかるという事は、予算の段階でかかるという事になります。

今度の第6次総合計画は、当初一番最初は新市建設計画ですので、今吉田会長さんがおっしゃっていただいた様に、私共が新市建設計画でお約束したことが、この中にきちんと盛り込まれているかどうかということ、それをご確認いただくのがまず一番の基本だろうと思っております。私共、元々新市建設計画を下敷きにして作っていますのでずれていると思っておりますが、それプラス最近の選挙、ちょっと約束事がありまして、マニフェストと言うようなものを作ってですね、かなり具体的に4年間にやる事業を約束して選挙が行われますので、私も選挙のマニフェストを掲載しましたので、50項目の約束をした訳ですが、それも当然この中に載せております。ですから、新市建設計画プラス選挙の時のマニフェスト。そういったものが下敷きにな

って構成をされておりますので、そういう目でご覧をいただいて今後 10 年間きちんと、尾西の事を配慮しながら基本方針とかそういうものにちゃんと入っているかどうかと言う事ですね、ご理解をいただいて了承していただければ、我々としては安心してまたやっていけると言う事でございますので、従来の一宮市の方は無いというお話もございましたけれども、それは先程から説明している通りでありまして、編入合併と言う合併の性格上ですね、旧尾西市、旧木曾川町には取わけ丁寧にということを、日ごろから申し上げてご了解を頂きながら、一つ一つステップを登っていくであろうと言う事で法律でもそうなっている訳で。まあそういう作業がありますので、一つのステップを踏ませていただくと言う事になります。ですから、あくまでこれは、かなり各論に入っておりますが、まだまだ総論的な部分が多いんですね。ですから尾西が取合えずなんてことはなかなか言えませんので、例えば一つ言っておきますと、例えば木曾川の文化会館がチラッと出ている部分がありますけれども、そういう具体の事業が、建物とかそういった場合には出てくる場合がありますが、特には事業化出来ませんので、少しご了解しにくくなるかもしれませんが基本的な精神からこう言ったことがあります、それはご理解いただければと思います。

【吉田会長】

市長さんお見えになります、今までの審議会の中で、実質、一部発言の中の中身がどうなっているかということの、いわゆる総論では無くて各論ですね、現時点ですでに安全のためにですね、学校の耐震補強ですか、あれは殆どもう発注されているんじゃないですか。

【市長】

平成 22 年までに小中学校の校舎と屋内運動場を終わります。

【吉田会長】

尾西の中の校舎でも古い建物から順次やっていく。そういうことを、審議会の中でしないで行われていってしまう。そういう発言があったのですから、次の審議会の時には具体的にこうこうやって、何々小学校も大体夏休みには出来るとか、12月までには完了するとか、そういうことを言ってもらいたいんですけど、今までの発言の中でどうなっているんだと、確かに言った事の一つも返答が無いんじゃないかと言う事ですから、総体的な事も必要ですけど、これ尾西の地域ですから、尾西のことについて詳しく説明をしてやっていただくんですね、皆さんも納得されるんじゃないかと。合併した時に、中島委員さんも知ってみえるように、幾つかの項目が出ているすり合わせがあったんですね。120 か 30 位の尾西市のすり合わせがありまして、その中で尾西が有利と言うか、得しとると言うかそういう言葉は適当じゃないかも分

かりませんが、合併以前よりもいわゆる裕福、良くなったというのがですね、130 位の内 110 位が私は良くなったと。良くないというのが 20 位ちょっとあるのかなと言うような事ですから、そういう点を、皆さんに良く分かるようにね、こういう審議会の場で言ってもらって、総合計画はこれに決めたから、これからこういうふうに行っていくと、あんまり難しい事言うところ本当に難しいですよ。我々にもどういう方針で行くって言ったって私にも全然分かりませんが、やっぱり各論の答弁をしていただくと良いんじゃないかと思う訳であります。

〔中島委員〕

ちょっと一言補足させていただいてよろしいですか。

今回のこの総合計画見せていただいて、これ渡邊さんが、ちょっと地域の事があんまり出てなかったんじゃないかと言う事…。

私、この感想をちょっと申し上げます。私、実は最初にアンケート調査の段階から関わる事になってしまいまして、そのうしろ、168 ページのところを見ていただきますと私の名前が委員の名簿に出ているんですが、市民会議にも参加させていただきました。その市民会議の中で、今ちょっと吉田さんからコメントがございましたけれども、洪水、水が出たときに運動場の下のところにプールを造って、排水を兼ねた形のものをやるとか、それから災害が起こった時どうするんだ。専門家の方も少しおられましたので、そういう事も含めて、かなり細かい議論は一応ございました。ただこの全体の総合計画この形になってしまいまして、そういうものが一応消えちゃっていますが、全部公開された形で出ておりますので、そういった意味では見え難くなってきているというふうに理解していただいてよろしいんじゃないだろうか。渡邊さんがおっしゃったように、かれこれ出来上がっててですね、これでもう答申して良いんじゃないのと、私も実はそう考えます。ただ、この会議で、市民会議やっていく上で私の不満として申し上げたのは、初めに項目ありきでアンケートに出てきた問題だけでですね、さっと流れてそれ以外からはみ出す事を許していただけなかったんです。それ大分、私咬み付きました。いやそういう訳じゃございませんと、終わりの頃になってからご返事も頂きましたけども、そういう項目については市民会議に参加した立場から、また市民が何もあんまり考えない、考えないという言い方は失礼かも知れませんが、ふっと思いついた点でどんどん発言したのとは違って、いよいよ役割を担わされてものを言うのと、そうでなきゃやっぱ違いますので、そういったことでも私たちの意見も組み入れてほしいという事は申し上げたんですが、なかなかこれは聞いてもらえませんでした。これははっきりと申し上げておきたいと思います。ただ、今日これ出来上がって参りますとですね、私が最終的にここで見ていたものとはずいぶん形が変わって綺麗になりましたので、そういう点から申し上げますと渡邊さんがおっしゃったように、これで答申

していただいてなんら差し支えないという感じが致します。

〔岩田委員〕

私もこの市民会議は参加させていただきまして、大変勉強させていただきました。かなりこの委員会なんかでは、かなりのデータがあるんですね。ただこういう形になるとですね、基本計画だとか色々な文言になる訳ですが、おそらくは具体化段階でいろんなそういったものがデータベースで裏打ちされたりしているというふうに思っております。ただ私一つだけ概要につきましてね、これは市民のアンケート、市民は本当に願望中心なんですよ。ですからその願望を目指して、そして後 10 年先にここまでもって行きたいと言う場合にね、欲も働く訳ですよ。ですから、特にこの目標が達成具合と言う、責任がどうこうというちょっと問題が発生するんじゃないだろうか。ですから一つの方針、官民共同でやっていく一つの目標という形でおいていただいた方が、これに皆が励むとこういう言いの方が私は良いように思うんですが、これありきで動きますとね、それもあれもこれもということがありますのでね、私のこれは、感想です。

〔市長〕

ついでにちょっと言わせていただきますとね。例えば先程、私ちょっと総合体育館と言う事を言いましたけれども、従来は総合体育館を造るという事が目的だったんです。建物が出来ればそれで仕事はやったという事になっていました。ところが実は総合体育館をなぜ造るかという、そこで何人の市民がその施設を利用して、どんな活動をして、その結果、如何に心豊かで健康的な生活をするのか。場合によっては、国民健康保険や介護保険の利用度がどの位減るのかという、そこまで行くのが本当の目標値ですよ。従来はそういう事をあんまり検証もしないで、こう言う箱物を造ればそれでもう市長はいい仕事をしたと言う事になってしまう訳ですが、実際は、それはあくまで見掛け上の効果であって、本当はその先に本当の目的がある。そういう事を、この指標では言っている訳ですよ。ですから、非常に抽象的なものですから、岩田さんが今おっしゃっていただいた様に、あくまでこれは目標でありますので、絶対に実現しますと言う約束ではない。これは逃げるわけではありません。一生懸命努力はしますけど、そういうことも十分にご理解をいただいた上で市民の皆さんにも、上にも役割分担者が書いてあるわけですが、これもそのこれにこだわる訳ではありませんが、応分の責任は負っていただきますよと言う事でありまして、責任は誰かに特に重く受けると言うものでは無いということです。最初に、冒頭でも部長から説明いたしましたけれども、そういうことも含めてこの計画全体の、在り方みたいなものをご理解いただいて、従来の総合計画とはちょっと違いますと申し上げたのはそういう事なんですね。

【岡田副会長】

地域審議会の在り方について、いろいろさっきから論議がありますけどね、それは私もその通りだと思います。ただ、こうして総合計画というのはどこでも作るものですから、その作られる審議会と言うのは、本当は全市的な中での一つの問題として、地域だけで意見を言ってもそれは全体のものじゃないと言う事になっちゃう訳ですよ。だから、答申しよと言われると答申して、それはこのままのものならいいですが、これはちょっとおかしいです。こうだとか意見を出すと、それは何処でなるかという、とても取り入れられないと、すると言っても何もならないという心配がちょっとある訳なんですよ。だから、審議会の役目と言うのは、逆に言えば、PR 機関であるような感じもするんですね。結局お前たちはその総合計画良く知っておけよと。そして、その上に立って実施計画作るんだから、実施計画の時にはまた説明してやるよと。こういうことだろうと思いますけれど、何かちょっとね。その辺、答申まですると言うと、これはまあ、法律で決まってるからしょうがないと言われやそうですが。ちょっと私もその辺、理解に苦しいんですけどね。だから、総合計画というのは全体の中で審議されて、そして一本でこの議会にかけて決めるという建前だと思いますけれど、ただ、地域からの答申をした、その答申が同じものなら良いんですが、ちょっとここはこうしなくてはいかんとかといって変えるとですね、一体何処で調整されるという事になっちゃうんですか。木曾川から出たのもこっちから出たのも同じなら良いですよ。違ったものが出てくると、それは調整がし難くなって、最終的には、そんなのはだめで、中心でやっている総合計画の中で決まったものが、優先しちゃうよと言う事になると、どう意見を言ったら良いか分からなくなるんですよ。その辺はどうかと思うんですけど。如何でしょうか。

【企画政策課長】

おそれいります。只今ご意見ございました件につきましては、本当に悩ましいことだというふうに認識しております。審議会につきましては、どれが上位とかいう事は基本的にございませぬ。それぞれ独立してご意見を賜る。総花的なものであれば、いただいた意見を次々としていけば済みますけれども、今回は市民のニーズに基づいているという関係でございますので、意見の内容が違うとかいう事があった場合については、市としても十分受けとめまして、慎重に検討をして最終的にどのようにしていくかということ判断していかなければならない。非常に重いものだ。と言うふうに思っております。ただ、もうこれで答申しても良いと言うご意見をいただいているのは非常にありがたい事でございます。おそらく、過去にご説明させていただきまして、例えば新市建設計画の中では、合併後速やかに総合計画を作っていくと。それにつきましては当然新市建設計画を尊重して作っていくという事

になっておりますし、また合併の中で、この地域審議会を設置した目的は、先ほど色々ご意見もありましたけれど、当然この地域が合併前に約束されたことを、新しい一宮市がきちっと守っていく、或いは不利益にならないという事を監視していただく。そういう観点から、表現としては新市の基本構想という事でございますけれども、これは総合計画に該当するものでございまして、作成に対して市の方から当然諮問いたしまして、審議会の方で答申をいただくということが決められたのは、その辺があつてのことと思っておりますので、ただ、意見が違った場合はどうだと、どれをやるんだと言う様なところはなかなか簡単には決められない事で、重く受け止めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

〔吉田会長〕

今皆さんから大分意見が出まして、この総合計画については立派なものですから良いですよと言うのが、殆どの委員の方の考えだと思います。従って、9月の始めまでという事ですから、7月の終わり頃か8月の初めにもう一度開いて、それで皆さんにご了解を得て答申をします。総合計画についてはいいわけですが、今までの審議会の中で、皆さんの意見とか発言が出たことに対して、如何なっとるんだという事の答弁が、出来てないという事が皆さんの不平、不満として出て来ているというところでありますので、今までの中で、発言のあったことの答弁を、次の会には、答申をすることで皆さんよろしいでしょうか。次の月の終わり頃か8月の初めに審議会を開いた時には、今まで委員から発言があったことに対する答弁はこうなんだと、とか具体的にこうこうしておるんだと言うことを、言っていただくと皆さんも、審議会の役割と言うものが果たせると思うんです。旧尾西市だけで良いと言ったって、木曽川の方でいけないと言えればいけないし、木曽川で良いと言ったって尾西の方ではいかん、一宮市全体のことですから、こういう事をやるよというこちらが認識することは良いんですけど、そうではなくもっと手近な所の、学校とか保育園とか、水道とか色々出たことについて、こういう発言があったが、市としてはこういう考えでいるとか、こういうことが実現していますよと言う。各論の方に答弁をしていただくと、私は皆さん納得されるんじゃないかと思いますが市長さんどうでしょうか

〔市長〕

大変、なんと申しますか、私どもの対応がまずくて、お叱りをいただいて申し訳なく思っております。この会議に出てきますのは、企画政策課という課が中心になって出てきておりまして、例えば学校の問題とか福祉の問題とか道路の問題とかは、ちょっと分からない者が来ておりますので、例えばこういう事柄について市長はどういうふうに考えとるんだとか、どういう方針でやるんだとかいうご質問であればお答えできますが、この道路が何時まで

に出来るんだとか言われてもちょっとそれは特にお答えが出来ませんので、それは後日とか、或いは前もってそういう質問を出しといていただいてお答えを用意してくるとか、というふうにしていただければ大変ありがたいと思います。また、今伺っていますと、後日のお答えもどうもしてないということでお叱りをいただいておりますが、これからはそういう事は決して無いようにきちっと、いただいた部分についてはお答えできるように、必ずさせていただきますきたいと思います。

【尾西事務所長】

今市長からお話しありましたように、回数を重ねてきまして、質問事項で回答が無いというのも含めまして、質問用紙というのを今日の会議のところで用意していますので、恐れ入りますが、総合計画に対する基本構想、或いは基本計画に対する質問も含めまして、現在この尾西市の事業がどうなっているのかというのも含めまして、用紙をこれからお配りいたしますので、ご記入願いまして、そして、私どもで全てお答えできませんので、担当課の方に用紙を送りまして次回の審議会でお答えさせていただくというように進めさせていただきます。

【渡邊委員】

質問事項については、議事録を録ってみえるんでしょ。そこに載っているはずですよ。それから拾っていただいたら、全部分かりますよ。何のための議事録ですか。

【尾西事務所長】

議事録で録れるところは私の方で、答えの方も次回の時にさせていただきますが、その他のところでまだこういう点はどうなっているんだというようなところがありましたら、今お配りした質問用紙のところでご記入を願いたいんですが。

【吉田会長】

この用紙、今配りますが、今までの会議については、渡邊委員からも発言がありました。議事録もきちんと皆さんの方で持って見えるし、事務局にもあるわけですから、それ調べて貰えば分かるですから、次回はその答弁をしていただくと。やはり、言っても全然答えが帰ってこないのでは、それは委員の皆さん方も納得しかねる点もありますから、今までのものをもう一辺、市当局が見ていただいて、それを答弁いただくと。この用紙は、総合計画の中のこういうことを聞きたいとか、何かあったら出すということにさせていただいたらいかがでしょうか。

【渡邊委員】

それ以外のことについてもこれに書いて出せば良いんですね。

【尾西事務所長】

今会長さんのお話の様に、基本的に質問項目は今日説明をさせていただいた、総合計画についてのご質問ということで書いてください。そして、どうしても聞きたいという事がありましたら、何か分かる様にお書きください。総合計画の質問はあらかじめページ数とか入れていただくと非常に助かりますので、何ページのどこの総合計画についての事を聞きたいと。それ以外の具体的にいわゆる旧尾西市のいわゆる事業の政策なんかの進行状況みたいなところは余白の所を使って頂いて、総合計画とは意味合いが違いますという様な事が分かるようにしておいていただければ良いです。

【渡邊委員】

一番聞いていただきたいのは市長さんに、日頃市長さんの耳に入らんことを聞きたいんです。一番生活に直接関係あるゆうのはそういう事なんです。それを抑えちゃってはだめですよ。

【市 長】

ちょっとお願いしたい事が有るんですが、どんな事でもおっしゃっていただいて構いませんが、お答え出来る事と、お答えが非常に難しいのがあるんですね、例えば合併したら学校給食の味がまずくなるとかね。そう言う話はね、これお答えに困るんですよ。さっきもちょっと、子供達の挨拶が、合併したら出来なくなったと言う話がありましたが、それはちょっと合併前と後でどう比較したら良いのか、私共合併前の状況が分かりませんし、比較のしようが無いし、そういうご質問はちょっとお答え非常にし難いので、もう少し答えがし易い質問を是非一つ、していただきますようお願いします。

【渡邊委員】

官民がこれをしたら、本当に良い市になるんですよ。

【市 長】

そう思います。

【渡邊委員】

これは、基本的には、思いやりなんですよ。それが欠けてるんだ。

【吉田会長】

基本計画については9月の初めまでに出せばいいんですか。

【尾西事務所長】

はい、それで日程をこれから皆さんに協議をして頂きたいんですけど、次回は、計画に対しての答申を進めていくという形でこの会議を進めて行きたいという事であれば、事務局の案ですが、もしご都合が良ければ7月の25日の水曜日に、答申のための地域審議会を開催させていただきたい。

【吉田会長】

それもいいですが、9月の初めまでにという事ですから、今日を除いて7月に1回と8月に1回やって、今までの質問に対する答弁もしていただくということで、7月に1回やって8月にもう1回やって答申すると、この計画については皆さん何もご異議ありませんので答申すると。7月25日が当局の都合が良ければ25日に開催し、次回8月は何日にやろうと。7月、8月に1回ずつやってもらい、9月の初旬までには答申をするという事に持っていったらどうでしょうか。

どうですか皆さん。

【岡田副会長】

これでもう意見が無いと言う訳ではないですからね。意見を申し上げたいと私も思っているんですけど。でも、言ってもただそれは言いつばなしと言う事ではしゃべっても何にもならんと言う事ですけどね。

【尾西事務所長】

会長さん、7月25日に次回開催させていただいて、先程お配りしました質問用紙等は事前に頂いて、私共で答えを関係の所管との連絡等説明をしなければいけないので、それは7月の13日の金曜日までに投函なり、或いは尾西の庁舎の総務管理課に届けていただきたいと思います。

【吉田会長】

これは質問が無ければ出さなくてもいいわけですね。

【渡邊委員】

これもう一度聞きますけど答申に関する質問ですね。これは。今日いただいた。総合計画に対する質問ですね。

【尾西事務所長】

答申に関するのを基本にしますが、その他で新たに事業についての質問がありましたら別の用紙なりに、使っていただいても結構です。

【中島委員】

これちょっと余分な事を聞くかもしれませんが、質問が、紙があったんでこういうふうに使われたんだと思いますが、尾西地域審議会でこの総合計画だけを聞くというのは、これは**本部**の企画の方に送るべき話と違うんですか。尾西でこれ一辺まとめてされるというふうに認識して良いんですか。

【尾西事務所長】

取りまとめは尾西庁舎の方の私共総務管理課の方でやります。

【中島委員】

むしろ質問事項としては、このことに全体に関わっておられる企画、本庁の企画の方にこれを集めて尾西の状況とか、こういうふうと言って来たよというのが私は筋のような気がするんですけどね。どちらでも良いんですけど。

【尾西事務所長】

当然企画の方には私共から、当然連絡を取ります。

【中島委員】

ここまで来たんならね、もっと勘ぐった言い方したらね、ここで抑えちゃって企画の方には流さんよと言うことにならないか。

それは、あえて話しを分かり易くする為に、そういう言い方しているんですよ。だから先程来問題になっていることが、筋だとかそう言うきちんとしていないという事にいろんなクレームが付いていますので、そう言うこの有様についてはもう少しある意味では真剣になっていただきたいと。

【吉田会長】

もう一辺反復して皆さんに、頭の中に入れてってもらいたいのは、この総合計画の質問事項は7月13日までに、この用紙で市の方に郵送をしていただくと、次回はですね、7月25日に開催すると。でもう1回8月の皆さんの都合の良い、市当局の方も都合が良くなきゃいけませんので、きちんとまた協議して8月にもう一辺やってきちんと答申をします。という事で宜しいですね。市の方も良いですか。所長さんよろしいですか。ではそういう事で進めて行きたいと思います。今日はこれでもう良いですか。その他には有りませんか。

以上を持ちまして議題に関する審議を終了します。

(午後3時41分閉会)